



平成 23 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 パルコ  
代表者名 代表執行役社長 平野 秀一  
(コード：8251 東証第一部)  
問合せ先 広 報 室 長 請川 隆良  
(TEL 03-3477-5710)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を決定し、第 69 期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、継続いたしました。

本対応方針の有効期限は平成 23 年 5 月開催の当社第 72 期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は平成 23 年 4 月 20 日開催の当社取締役会において、本対応方針を継続しないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ）として本対応方針を導入して参りました。

当社は、本対応方針の有効期限満了を迎えるに当たり、本対応方針の取り扱いについて慎重に検討を重ねて参りましたが、金融商品取引法による大規模買付行為に関する手続きの整備の浸透により、本対応方針の目的である大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要とされる適切かつ十分な情報と検討期間の確保については一定程度担保されることとなったこと、当社の株主構成の変化等を勘案し、本対応方針の意義が相対的に低下したと判断するに至りました。

なお、当社は、本対応方針の非継続後においても、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための適切かつ十分な情報提供がなされ、あわせて当社取締役会の意見等の情報が開示されて、検討のための時間が確保されるよう努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大規模買付行為に対処するため金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じて参ります。

以上